

鹿角市脱炭素行動事業者認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者等の自主的な省資源・省エネルギー活動、再生可能エネルギー活用等への取組意識を喚起するとともに、脱炭素に取り組む事業者等を市が広く公表し、「見える化」することで、事業者等をはじめとして市民の温暖化防止への取組意欲を広く醸成する鹿角市脱炭素行動事業者認定制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 事業者 鹿角市内に事務所又は事業所を有する事業者又は団体

(2) 脱炭素行動 事業活動等により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に資する取組を行うこと。

(認定)

第3条 市長は、事業者等による脱炭素行動を促進するため、次の各号のいずれにも該当する者について、脱炭素行動事業者の認定を行うものとする。

(1) 既に実施している脱炭素行動又は認定後に実施する具体的な脱炭素行動の内容を示すことができること。

(2) 鹿角市暴力団排除条例（平成24年鹿角市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団かつ構成員が同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(3) その他公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

(認定の申請)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、鹿角市脱炭素行動事業者認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(1) 鹿角市ゼロカーボンシティに向けた取組シート（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(認定証の交付及び公表)

第5条 市長は、前条の規定による申請があり、第3条第1項の要件に該当すると認めるときは、認定証を交付するものとする。

2 市長は、認定証を交付した者を脱炭素に対して積極的に取り組む認定事業者として、市ホームページ等において公表するものとする。

3 前項の公表については、認定事業者等申請を行った時点で、これに同意したものであるものとする。

4 認定事業者は、自らのウェブサイト等で取組内容の公表に努めるものとする。

(認定の変更)

第6条 認定事業者等は、第4条に規定する書類に記載した事項に変更があったときは、速やかに鹿角市脱炭素行動事業者変更申請書（様式第1号）を市長に提出す

るものとする。

(認定の辞退)

第7条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、鹿角市脱炭素行動事業者辞退届(様式第3号)により市長に届出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取消しすることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により認定をしたと認める場合

(2) 法令に違反する事態が発生した場合

(3) 電話、電子メール、手紙等による連絡をとることができなくなり、1年を超えた場合

(4) その他認定事業者として適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた認定事業者に通知するものとする。

(取組実績の報告)

第9条 認定事業者は、脱炭素取組行動実績報告書(様式第4号)を市長が指定する日までに提出するものとする。

(認定事業者の表彰)

第10条 市長は、別表に定める表彰基準に基づき、取組行動に優れた認定事業者を選考し表彰するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表(第10条関係)

表彰基準

具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">・節電、節水・クールビズ、ウォームビズ・ごみの削減・低炭素商品の仕入れ・かつのパワーの再エネ電気メニューへ切替・省エネ設備への更新・再エネ設備導入・EVへの切替
実績	<ul style="list-style-type: none">・上記取組によるCO2排出量の削減量
将来性	<ul style="list-style-type: none">・今後の具体的な取組みが計画されているか